

周南市地域の元気臨時基金条例制定について

周南市地域の元気臨時基金条例を次のように定める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市地域の元気臨時基金条例

(設置)

第1条 国が市に交付する地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を活用し、地域経済の活性化に資する事業の財源に充てるため、周南市地域の元気臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期間)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。